

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月17日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

木津川市長 河井 規子

記

平成30年度木津川市水道事業会計補正予算第3号について

平成30年度

水道事業会計補正予算第3号

京都府木津川市

平成30年度木津川市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成30年度木津川市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度木津川市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額306,385千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	(収 入)		
第1款 資本的収入	201,576千円	10,395千円	211,971千円
第1項 加入金	104,036千円	22,053千円	126,089千円
第2項 工事負担金	25,747千円	△4,852千円	20,895千円
第3項 出資金	53,577千円	△6,806千円	46,771千円
	(支 出)		
第1款 資本的支出	570,219千円	△51,863千円	518,356千円
第1項 建設改良費	459,957千円	△51,863千円	408,094千円

平成31年3月29日専決

木津川市長 河井 規子

平成30年度木津川市水道事業会計補正予算(第3号)

(実施計画)

2. 資本的收入及び支出

(1) 収入

款	項	目	既決予定額
1. 資本的收入			201,576
	1. 加 入 金		104,036
		1. 加 入 金	104,036
	2. 工 事 負 担 金		25,747
		1. 工 事 負 担 金	25,747
	3. 出 資 金		53,577
		1. 出 資 金	53,577
収 入 合 計			201,576

(単位:千円)

補正予定額	計	備 考
10,395	211,971	
22,053	126,089	
22,053	126,089	1. 加 入 金 22,053
△4,852	20,895	
△4,852	20,895	1. 工 事 負 担 金 △4,852
△6,806	46,771	
△6,806	46,771	1. 他 会 計 出 資 金 △6,806
10,395	211,971	

(2) 支出

款	項	目	既決予定額
1. 資本的支出			570,219
	1. 建 設 改 良 費		459,957
		1. 原浄水及び配給水設備改良費	455,429
支 出 合 計			570,219

(単位:千円)

補正予定額	計	備 考
△51,863	518,356	
△51,863	408,094	
△51,863	403,566	1. 原 浄 水 設 備 改 良 費 △6,231
		2. 配 水 及 び 給 水 設 備 改 良 費 △45,632
△51,863	518,356	